

2020年6月4日

各位

日本証券業協会

国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮化（T+2化）に係る
実施日の決定について

本協会では、2016年6月30日に公表された「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ 最終報告書」¹の提言に基づき、国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮化（以下「国債リテール・一般債取引のT+2化」といいます。）について検討を行い、2019年3月に国債リテール・一般債取引のT+2化の実施予定日を2020年7月13日（月）（約定分）と決定しました²。

上記決定において、国債リテール・一般債取引のT+2化の実施予定日における実施の可否については、「2020年5月頃を目途に公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループにおいて決定」とされていたことから、今般、同ワーキング・グループにおいて、本件について審議を行った結果、実施予定日であった**2020年7月13日（月）（約定分）**³を国債リテール・一般債取引のT+2化の実施日に決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

- 本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会 公社債・金融商品部
（電話：03-6665-6771）

¹ 2016年6月30日付「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ 最終報告書」
http://www.jsda.or.jp/shijyo/minasama/t2/t2_houkoku_20160630.pdf を参照。

² 2019年3月8日付「国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮化（T+2化）の実施予定日の決定について」
http://market.jsda.or.jp/shijyo/saiken/kessai/t2/files/t2_yoteibi_kettei.pdf を参照。

³ 国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間については、一律的なルール化はされておらず、取引当事者間で受渡日を設定することができる。よって、各社の実情に応じ、実施日以前にT+2化を実施することや、実施日以降は原則としてT+2決済が望ましいものの、引き続き当事者間の合意で受渡日を設定することが妨げられるものではない。